

令和3年4月2日

1 目的

平成25年4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」が施行され、国、地方公共団体及び地方独立行政法人等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定するなど、法に基づく取組が進められることになったところである。

本学においても、優先調達推進法に基づく調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図ることとする。

2 調達に当たっての基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、分野を限定することなく、また可能な限り多くの障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、「札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」との調和を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達を随意契約により行う場合には、予算の適正な執行、契約時の競争性や透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの調達に当たっては、可能な限り計画的に行い、納期の設定等に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 障害者就労施設等からの調達に当たっての仕様を定める際には、調達により達成しようとする目的等を踏まえて、必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。

3 調達の対象とする障害者就労施設等

「札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」で規定する施設等とする。

4 調達目標

1年度につき30万円以上とする。

5 調達方針及び調達実績の公表

本調達方針及び調達実績について、札幌市立大学ホームページにより公表する。方針の見直しを行った場合も同様とする。